

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月21日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	鹿児島県
3. 市区町村名	出水市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.kagoshima-izumi.lg.jp/page/page_01456.html

執行機関名 出水市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	就学援助費(医療費を除く。)の給付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		出水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年出水市条例第19号)別表第1第5の項 就学援助費(医療費を除く。)の給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	出水市児童生徒就学援助に関する規則(平成18年出水市教育委員会規則第23号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難と認められる同法第18条に規定する学齢児童(以下「児童」という。)若しくは学齢生徒(以下「生徒」という。)又は学校教育法施行(昭和28年政令第340号)第5条に規定する就学予定者(以下「就学予定者」という。)の保護者に対し、必要な援助(以下「就学援助」という。)を行うことにより、小学校、中学校及び義務教育学校における義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		出水市児童生徒就学援助に関する規則(平成18年出水市教育委員会規則第23号)